

## 中小・零細企業を悪法で潰すな!!! ～ 高金利の貸付では救えない ～

改正貸金業法が平成22年6月18日に完全施行され、上限金利の引き下げや総量規制（年収の3分の1以上の貸付の禁止）、みなし弁済制度の廃止等が実現した。これは、高金利の貸付で多重債務問題は解決できないという社会の合意であり、それは正しかった。この改正により、貸金業者5件以上から借入がある債務者は約171万人（平成19年3月末）から約44万人（平成24年3月末）へ激減し、自己破産件数は平成15年の約24万件をピークに平成23年は約10万件へと減少した。さらに、多重債務を原因とする自殺者数も1973人（平成19年）から998人（平成23年度）に減少するなど、同改正は多重債務問題対策に著しい効果をあげた。

また、ヤミ金融被害が激増すると喧伝されたが、警察庁公表データによれば、増加した事実はなく、被害者数はむしろ減少傾向にある。

しかし、貸金業法・利息制限法を改悪して「上限金利の緩和」「総量規制の撤廃」を図ろうとする動きがいまだにある。自民党「小口金融に関する小委員会」は改悪案をとりまとめ、民主党内でも、「財務金融部門改正貸金業法検討ワーキングチーム」が制度見直しに向けた中間整理案をまとめようとした。

確かに、中小・零細企業の経営は厳しい。国税庁による平成22年度会社標本調査によれば、法人企業の72.8%が赤字であり、このような赤字企業は常に「小口」の資金需要を抱えている。

しかし、われわれは断言する。特例による高金利短期貸付は目先の延命策にもならないことを。返済余力の乏しい中小・零細企業にとって、短期の貸付は間違いなく長期の大口貸付に変容し、特例ではなく常態化する。

平成23年版のTKC経営指標によれば、売り上げ規模5000万円未満で黒字の24,858社を対象にした調査では、借入調達金利は1.86%である。利益をすべて支払い利息に回したとしても、年利11.72%という数字が限界利率である。

現行の利息制限法の上限金利である年15%では、黒字企業ですら経営は成り立たないのである。われわれが利息制限法の上限金利引下げを主張するのは、これらの数字を根拠としている。

また、平成25年3月31日をもって、中小企業金融円滑化法の期限が到来し、倒産予備軍とされる中小・零細事業が全国で5万から10万社も存在すると言われている。

この厳しい現実直面して出口戦略はありえるのか。中小・零細企業の窮状は金融問題だけに還元できない。利益のでる仕事を受注できない、そこに中小・零細企業の厳しい経営環境の根源がある。金融テクニクで中小・零細企業の窮状は救えない。

金融テクニックだけでは中小・零細企業の窮状は救えないが、懸命にがんばる中小・零細企業の足を引っ張る高金利貸付を合法化する悪法は廃止できる。中小・零細企業の立場に立った金融システムを構築することで応援することもできる。われわれもまた懸命に知恵を絞らねばならない。

中小・零細事業者の立場に立った「のぞみローン」の新設や、東日本大震災事業者再生支援機をさらに前進させる債権の買取り・保証を発揮できる機構の創設、貸付条件変更に残らない元金の減免、あるいは特定調停法・民事再生法の改正による対応などが求められている。

出口戦略という一見美しい響きをもたらす言葉に踊らせられてはならない。日本経済を底辺から支え、地域の雇用に貢献しがんばる中小・零細企業を安楽死させるのが、出口戦略ではない。運転資金の確保に追われ返済資金に苦闘する中小・零細事業者を資金調達の苦悩から解放放ち、本来の事業に専念し地力を発揮できる経営環境の整備こそ、求められる出口戦略である。

われわれはここで三つのことを決議しなければならない。

第一に、中小企業金融円滑化法の期限到来後に、中小・零細事業者が高金利による借入に走ることをないような金融措置を求めること。

第二に、改正貸金業法の成果を無為にする短期特例高金利など改悪の動を断固阻止すること。

第三に、中小・零細企業の黒字企業ですら負担できない現行の利息制限法の上限金利を大幅に程度引き下げること。

われわれはここ札幌の地で決議し、そのために戦い抜くことを宣言する。

平成24年10月27日

第32回全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会 In 北海道参加者一同